

盛岡市・玉山村合併協議会について

平成 16 年 11 月 29 日
企 画 部

盛岡市と玉山村は、11月22日に合併協議会設置議案が臨時議会で議決されたことを受け、11月24日に設立会議を開催し盛岡市・玉山村合併協議会を設置したので報告します。また、第1回協議会の予定等についても説明します。

1 設立会議について

(1) 設置

地方自治法第252条の2の規定により、盛岡市・玉山村合併協議会を設置した。

(2) 規約の制定

2市村の協議により、協議会の組織と運営について規約を定めた。

(3) 会長及び副会長

会長に盛岡市長谷藤裕明、副会長に玉山村長工藤久徳を選任した。

(4) 協議会委員

委員28名を別紙のとおり選任した。

2 第1回協議会について

(1) 日時、場所

11月29日(月)午後3時から盛岡市中央公民館(1階大会議室)で開催します。

(2) 議事の内容

協議会の規約や規程、予算等について報告するとともに、事業計画や合併協定項目、事務事業の調整方針等について協議する予定です。

盛岡市・玉山村合併協議会委員名簿

総数：28名

	盛岡市	玉山村
	役職及び氏名	役職及び氏名
1号委員 (各2人)	盛岡市長 谷 藤 裕 朝	玉山村長 土 藤 久 徳
	盛岡市助役 池 田 克 典	玉山村助役 竹 田 孝 勇
2号委員 (各2人)	盛岡市議会議長 山 本 武 司	玉山村議会議長 嵯 峨 憲 雄
	盛岡市議会副議長 土 藤 由 春	玉山村議会副議長 大 山 正 志
3号委員 (各4人)	盛岡市議会議員 熊 谷 喜 美 男	玉山村議会議員 荒 屋 光 生
	盛岡市議会議員 千 葉 長 進	玉山村議会議員 本 山 正 志
	盛岡市議会議員 村 田 芳 三	玉山村議会議員 竹 田 捷 夫
	盛岡市議会議員 刈 屋 秀 俊	玉山村議会議員 土 藤 楚 華
4号委員 (各5人)	盛岡商工会議所 会頭 斎 藤 育 夫	玉山村商工会 会長 佐 藤 登
	盛岡市農業協同組合 代表理事組合長 齋 藤 公 紀	新岩手農業協同組合 代表理事専務 福 田 稔
	盛岡市町内会連合会 会長 村 井 鼓 吾	玉山村自治会連絡協議会 会長 等 口 市 右 衛 門
	盛岡市地域女性団体協議会 会長 氏 家 満 喜 子	玉山村婦人団体連絡協議会 会長 皆 川 ミエ 子
	盛岡青年会議所 理事長 佐 々 木 聡	玉山村農業青年クラブ 会長 岩 崎 隆
5号委員 (全2人)	盛岡地方振興局長 箕 澤 憲 雄	
	岩手県地域振興部市町村課総括課長 野 本 祐 二	

人口の推計と事業所税について

盛岡市と玉山村の2市村が平成18年1月に合併した場合に係る人口の推計と事業所税について説明します。

○平成17年10月1日の人口推計について

	盛岡市	玉山村	合計	備考
平成12年10月1日	288,843	14,014	302,857	国勢調査
平成13年10月1日	288,654	13,955	302,609	推計人口
平成14年10月1日	288,513	13,887	302,400	〃
平成15年10月1日	288,143	13,861	302,004	〃
平成16年10月1日	287,972	13,702	301,674	〃
平成17年10月1日				国勢調査

*推計人口は岩手県毎月人口推計による。(単位：人)

5年毎に実施される国勢調査の常住人口(10月1日現在)を基準として、各月の出生、死亡、転入、外国人登録及び帰化の届出数を加減して、各月の常住人口とみなしていることから、推計人口としている。

○事業所税について

- ① 平成18年1月に合併した場合、課税団体の政令による指定は、合併した日から5年を経過する日までの間に行わないものとされているので、実際の政令指定は、平成23年1月以降となる。
- ② 平成23年1月以降に政令指定をする場合、平成22年の国勢調査の速報値人口が官報告示されていれば、その人口による。
- ③ 課税団体の政令指定後に、人口が30万人を下回った場合は、政令を改正し、指定から外すことになる。なお、その際は、単に30万人を下回っただけでなく、人口の推移からその後30万人を上回る見込みがないと判断される時点で、指定から外されることになる。

■参考1：岩手県(市町村課)を通じて総務省(市町村税課)に照会した結果報告

<要旨>

(県) 事業所税の課税団体の指定にあたり、地方税法第701条の31第1項第1号ハの人口要件30万以上に該当しているかどうかは、国勢調査人口または住民基本台帳人口のどちらで判断するか。

- (国) 基本的には直近の人口による。具体的には、国勢調査人口（速報値含む。）または3月31日時点住民基本台帳人口のいずれかで最も直近のものを使うことになる。
- (県) 課税団体の政令指定を受けたが、その後、人口が30万を下回った場合はどうなるか。
- (国) 政令を改正し指定から外すことになる。なお、その際は、単に30万を下回っただけではなく、人口の推移から、今後、30万を上回る見込がないと判断された時点で指定から外すことになる。
- (県) 現在、盛岡市と玉山村が合併に向けて協議を進めており、合併すると30万人前後の人口となる見込である。現時点では、平成18年1月に合併する方向で進んでいるが、仮に合併後30万以上となった場合でも、合併特例法第10条第2項により課税団体の政令指定は合併から5年間行わないことから、実際の政令指定は平成23年1月以降となる。この場合、人口要件を満たしているかどうかは、直近の住民基本台帳人口（3月31日時点）から判断するか。それとも、平成22年国勢調査の速報値人口を使うか。
- (国) 指定までに平成22年国勢調査の速報値人口が官報公示されていればこれを使う。
- (県) 合併時点で30万以上となっているかどうかは、何によって判断するか。
- (国) 平成18年1月合併であれば、平成17年国勢調査人口の速報値が12月下旬頃に出ていると思われるので、これを直近の人口として判断することになるだろう。
- (県) 合併後は中核市指定の政令指定も目指している。中核市になっても、事業所税の課税団体でないということはあるのか。
- (国) 人口30万以上というのは、中核市の成立要件ではあるが、存続要件ではないので、30万人を下回っても中核市でなくなることはない。
しかし、事業所税については、人口30万以上というのが成立要件でもあり、存続要件でもある。
したがって、中核市の政令指定と事業所税の課税団体の政令指定の両方がなされても、その後に人口30万未満になった時点で、中核市ではあるが事業所税の課税団体から外れるということはあることになる。

(以上)

■ 参考2：事業所税を見込んだ場合（H18～32）

事業所税収入	12,600 百万円
交付税算入額	9,450 百万円
留保財源	3,150 百万円

合併協議項目(基本的事項)について

NO	協 議 項 目	頁	備 考
1	合併の方式	1	
2	合併の期日	2	
3	新市の名称	4	
4	新市事務所の位置	5	
6	議員の定数及び任期の取扱い	6	
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	8	
10	特別職の身分の取扱い	10	
23	地域自治制度の取扱い	13	

協議項目 NO	1	協議項目	合併の方式
協議の方向	合併の方式は、岩手郡玉山村を廃し、その区域を盛岡市に編入する編入合併とする。		
			NO 1

1 合併の方式に関する考え方

合併の方式については、相互に連携し一体的な発展を目指してきた社会経済的な交流や県庁所在都市としての都市機能の集積など広域的な観点から編入合併の方向で協議する。なお、合併方式は、編入としても、合併協議はもとよりこれからのまちづくりに当っては、「対等な立場」、「互譲の精神」で行うことが基本であり、2市村のこれまでのまちづくりの歩みを尊重し、合併の効果、メリットが発揮できるように努める必要がある。

2 2市村の現況（参考）

	盛岡市	玉山村	合計
人口	288,843人	人口 14,014人	人口 302,857人
世帯	115,056世帯	世帯 3,981世帯	世帯 119,037世帯
面積	489.15 km ²	面積 397.32 km ²	面積 886.47 km ²

資料：平成12年国勢調査

協議項目 NO	2	協議項目	合併の期日
協議の方向	合併は、改正合併特例法の規定が適用される期限内の合併とし、その合併の期日については、平成18年1月を目途とする。		

NO1

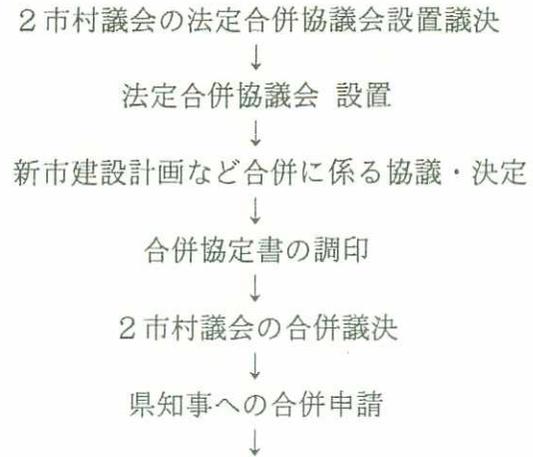
1 合併の期日に関する考え方

- (1) 改正合併特例法に基づく各種特例措置を受けるため、同法の規定が適用となる期限（平成18年3月31日まで）を考慮する。
- (2) 合併の手続きに要する期間や窓口業務などの住民サービスへの影響、電算システムの統合などが支障ないような期間、時期を考慮する。
 - ・ 合併協定書の調印から議会の議決、知事への合併申請、県議会の議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出など、合併手続きに要する期間として6ヶ月程度が必要となる。
 - ・ 財務会計システムや窓口証明業務などの電算システムの統合には準備作業に要する期間が必要となる。
 - ・ 新市の電算システムの切替え、稼動をスムーズに行うためには、閉庁日が続く時期が望ましい。
 - ・ 年度末、年度初の場合は、業務の煩雑化や住民の転出入が最も多くなる時期の電算システムの切替えとなり、住民サービスへの影響などが懸念される。

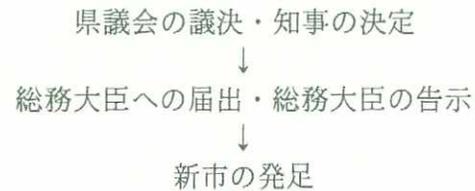
協議項目 NO	2	協議項目	合併の期日
協議の方向			

NO2

2 合併までの手続きの概要(参考)



平成 17 年 3 月 31 日



協議項目 NO	3	協議項目	新市の名称
協議の方向	合併後の新市の名称は盛岡市とする。		

NO1

1 新市の名称に関する考え方

- (1) 編入の場合でも新たに名称を制定できるが、県庁所在都市としての知名度・定着度、中枢管理機能や高次都市機能、交通・商業等の拠点機能、これまでの社会経済的な交流など広域的な観点から、編入する方の名称とした方が生活圏域としての一体的な地域づくりに効果的であると考える。
- (2) 2市村が持つ多様な地域資源や人材等を活かし、かつ、都市圏「盛岡」としてのイメージを活用しながら地域づくりに取り組むことが、地域の活性化につながる効果が高いと考える。

協議項目 NO	4	協議項目	新市事務所の位置
協議の方向	1 新市の事務所の位置は、盛岡市役所（盛岡市内丸12番2号）とする。 2 玉山村の現庁舎については、地域住民へのサービスや利便性の低下をまねかないよう総合支所とする。		NO1

1 新市事務所の位置に関する考え方

- (1) 事務所の位置の検討に当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について考慮する必要がある。
- (2) 行政区域の拡大による住民サービスの低下や住民生活に急激な変化をきたすことのないように現有庁舎を有効活用して本庁機能、支所機能等について検討する必要がある。また、地域のコミュニティ拠点としての役割も考慮する必要がある。

(参考) 事務所の設置方式

- (1) 本庁方式
各市町村の現在の庁舎の組織・機構をすべて1か所に集約する。残りの庁舎については、窓口的な機能を持つ支所又は出張所とする。
- (2) 分庁方式
各市町村の庁舎を「分庁」とし、行政機能を部門ごとに各庁舎に振り分ける。
- (3) 総合支所方式
管理部門（総務・企画・財政等）及び事務局部門（議会・教育委員会・選挙管理委員会等）を集約するが、残りの部門はそのまま各庁舎に残す。

協議項目 NO	6	協議項目	議員の定数及び任期の取扱い
協議の方向	在任特例の方向を基本としながら、報酬、最初の一般選挙の議員定数、選挙区設置の有無などの取扱いを含めて引き続き検討し、次の法定協議会で決定する。		NO1

1 議員の定数及び任期の取扱い（編入合併）に関する考え方

- (1) 合併調整に関係した議員が合併後も一定期間、引き続き合併市村の議会の議員に在任し、その意見を合併建設計画の事業等の実施に反映させることにより、新市まちづくりの効果がより一層発揮されることが期待される。
- (2) 急激に地域の議員数が減少することにより、住民の意見が施策に反映されなくなるのではとの懸念がある。
- (3) 現在の議員は住民から選挙で信任を得た方々であることから、一定期間、議員の身分の保障をすることにより、合併後の円滑な市政推進を図るような取扱いが必要である。

協議項目 NO	6	協議項目	議員の定数及び任期の取扱い	
協議の方向				NO2

2 2市町村の議員定数等

区分	盛岡市	玉山村	合計
自治法上の定数上限	38人	22人	60人
現在の条例定数	38人	20人	58人
現在の任期	平成19年5月1日まで	平成18年4月27日まで	
報酬(月額) 議長	750,000円(735,000円)	299,000円(279,000円)	
副議長	680,000円(666,400円)	244,000円(234,000円)	
議員	650,000円(637,000円)	234,000円(224,000円)	

*報酬については、条例の本則における報酬額。()は附則におけるものです。

*玉山村は、平成16年9月議会で定数を16人に見直し。

3 地方自治法第91条第2項に規定する市町村議員の定数の上限(平成15年1月1日)

【市】	(人口)	(議員数)	【町村】	(人口)	(議員数)
	5万人未満	26人		2,000未満	12人
5万以上	10万未満	30人		2,000以上 5,000未満	14人
10万以上	20万未満	34人		5,000以上 10,000未満	18人
20万以上	30万未満	38人		10,000以上 20,000未満	22人
30万以上	50万未満	46人		20,000以上	26人
50万以上	90万未満	56人			
90万以上					

人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数
(その数が96人を超える場合にあっては、96人)

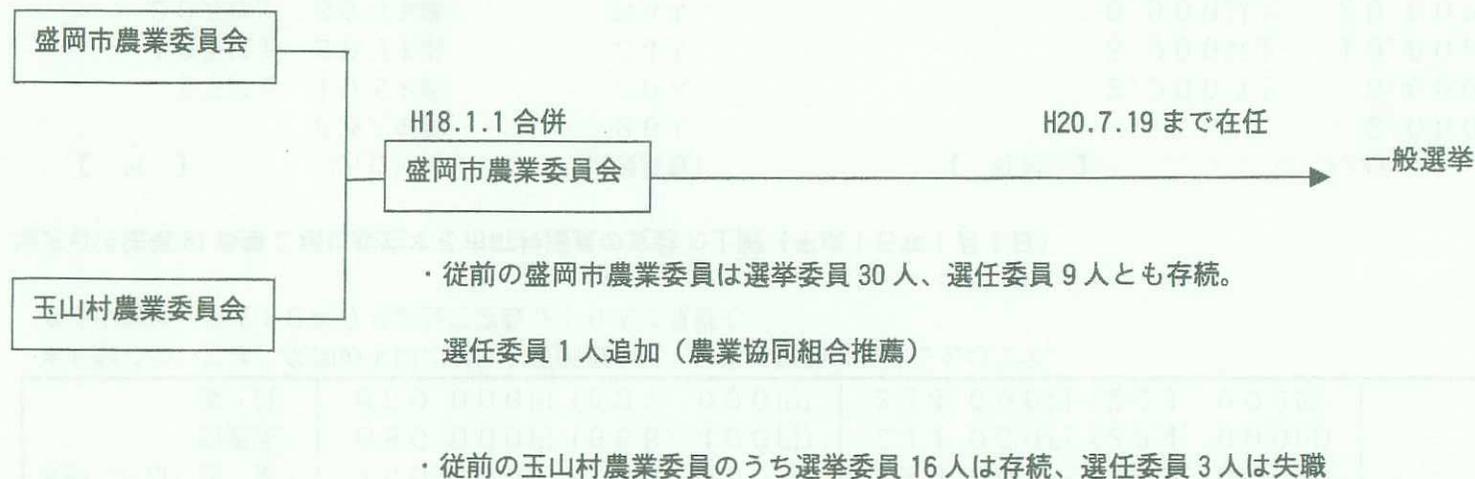
*市町村議会の議員の定数は、地方自治法の規定に基づき、人口を基準に算定されることになっている。合併が行われた場合には、基本的にはこの原則に基づいて新しい市町村の基準として定数が算定される。

協議項目 NO	7	協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
協議の方向	玉山村農業委員会を盛岡市農業委員会に統合する。ただし、合併前の玉山村の選挙による委員については、合併特例法第8条第1項2号の規定を適用し、平成20年7月19日まで在任するものとする。 なお、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において協議し定める。		

NO1

1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する考え方

- (1) 都市的土地利用と調和のとれた農地利用など、合併後の農業施策について、一体的かつ計画的な推進を図るためには、1個の農業委員会によることが望ましい。
- (2) 合併の伴い農業委員の担当区域が広域化すると考えられるので、選挙区の設置による地域の実情に即した農業の推進が必要となる。



協議項目 NO	7	協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
協議の方向			

NO2

2 現在の区域面積、農地面積及び基準農業者数（参考）

区分	盛岡市	玉山村	合計
市町村面積 (ha)	48,915 ha	39,732 ha	88,647 ha
農地面積 (ha)	4,196 ha	3,341 ha	7,537 ha
基準農業者数 (世帯)	3,975 世帯	1,531 世帯	5,506 世帯

※農地面積、基準農業者数は、2000年農林業センサスによる。

3 現在の農業委員の委員数及び任期（参考）

区分		盛岡市	玉山村	合計
委員構成	選挙による委員	30人	16人	46人
	選任による委員			
	（農業共済組合推）	1人	1人	2人
	（農業協同組合推）	3人	1人	4人
	（議会推薦）	5人	1人	6人
	合計	39人	19人	58人
任期		平成14年7月20日～ 平成17年7月19日	平成14年7月20日～ 平成17年7月19日	
選挙区		6	1	

4 関係法令の概略

(1) 農業委員会の設置について（農委法第3条第2項、同施行令第1条の3）

区域の面積が24,000haを超えるまたは、農地面積が7,000haを超えるときは、2以上の農業委員会を置くことができる。

(2) 選挙による委員の定数基準について（農委法第7条第1項、同施行令第2条の2）

① 農地面積が5,000haを超え、かつ基準農業者数が、6,000を超える農業委員会 ……10人～40人

② ①及び③に該当しない農業委員会 ……10人～30人

③ 農地面積が1,300ha以下、又は基準農業者数が、1,100以下の農業委員会 ……10人～20人

(3) 選挙の区域について（農委法第10条の2第2項、同施行令第5条）

特に必要があると認めるときは、条例で、二以上の選挙区を設けることができる。

協議項目 NO	10	協議項目	特別職の身分の取扱い
協議の方向	玉山村の特別職の身分の取扱いについては、2市村の長が別に協議して定めるものとする。		

NO1

1 特別職の身分の取扱いに関する考え方

- (1) 合併に関与した市町村の特別職の失職により、合併後の事務の推進に支障が生じる可能性もあることから、常勤の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、地域の実情に即した合併建設計画の実施など合併後も協力しながら円滑な推進を図ることなどを考慮し、検討する必要がある。人選等については、議会の同意を得るなどの関係もあり、新市の市長が協議・調整する。
- (2) 非常勤の特別職（行政委員会の委員等）の取扱いについては、法定の定数や任命等の関係もあるので、合併の方向付けが決まった段階で、合併後の事務事業に支障が生じないように、協議・調整する。

(参考) 都南村との合併の事例

<常勤の特別職>

- ・都南村長 盛岡市助役
- ・助役 参与兼都南総合支所長（非常勤）
- ・収入役 監査委員（非常勤）
- ・教育長 教育委員会参与（非常勤）

<非常勤の特別職>

- ・教育委員会委員 合併時解任
- ・選挙管理委員会 合併時の4名を参与に委嘱
- ・公平委員会 都南村は県に委託
- ・監査委員 識見監査委員として村収入役が就任
- ・固定資産評価審査委員会 委員定数を6とし、都南村委員の任期まで部会設置

協議項目 NO	10	協議項目	特別職の身分の取扱い
協議の方向			

NO2

・常勤の特別職

区分	盛岡市	玉山村	備考
	任期	任期	
市長・村長	15. 9. 2～19. 9. 1	16. 11. 1～20. 10. 31	
助役	15. 9. 16～19. 9. 15	12. 12. 24～16. 12. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法 162 条 ～市長が議会の同意を得て選任 ・同 161 条 3 項 ～助役の定数は条例で増加することができる。
収入役	15. 9. 16～19. 9. 15	13. 4. 1～17. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法 168 条第 7 項 ～市長が議会の同意を得て選任
教育長	16. 10. 1～20. 9. 30	16. 10. 1～20. 9. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・地方教育行政の組織の及び運営に関する法律 ～教育委員の内から教育委員会 が任命
水道事業管理者	16. 4. 1～20. 3. 31		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法第 7 条の 2 ～市長が任命
常勤監査委員	16. 4. 2～20. 4. 1		<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第 196 条第 1 項 ～市長が議会の同意を得て 選任

協議項目 NO	10	協議項目	特別職の身分の取扱い
協議の方向			

NO3

・行政委員及び行政委員会の委員

区分	盛岡市		玉山村	備 考
	人数		人数	
教育委員会	委員長	1	1	・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条～教育委員会は5人の委員をもって組織する。(委員は議会の同意を得て任命)
	委員	4(教育長を含む)	4(教育長を含む)	
選挙管理委員会	委員長	1	1	・地方自治法第181条第2項～選挙管理委員会は4人の委員をもって組織する。(委員は議会において選挙)
	委員	3	3	
監査委員	識見を有する者	3(常勤を含む)	1	・地方自治法第195条第2項～監査委員の定数は人口25万人以上の市にあっては4人とする。(議会の同意を得て市長が選任)
	議員から選出された者	1	1	
公平委員会	委員長	1		・地方公務員法第9条～公平委員会は3人の委員をもって組織する。(議会の同意を得て市長が選任)
	委員	1		
固定資産評価審査委員会	委員長	1	1	・地方税法第423条第2項～委員の定数は3人以上とし、市町村の条例で定める。(市長が議会の同意を得て選任)
	委員	2	2	

協議項目 NO	23	協議項目	地域自治制度の取扱い
協議の方向	地域住民の声を反映した協働の地域づくりを推進するため、玉山村の区域に「合併に係る地域自治区」を設ける。当該地域自治区は概ね10年とし、区長を置くとともに、地域協議会を設置する。		NO1

1 地域自治制度の取扱いに関する考え方

- (1) 合併に伴う行政区域の広がりにより、住民の声が届きにくくなるという懸念があることから、住民の意向を反映させながら地域の行政を推進する仕組みが必要である。
- (2) 地域の特性や実情に応じた施策を推進するとともに、住民の一体感を醸成し住民自治の拡充を図る必要がある。
- (3) 住民自治の強化等を推進する観点から、平成16年5月の地方自治法の一部改正により地域自治区制度が創設されている。合併の場合には、区長を置くことができるという特例（改正合併特例法）が設けられている。
- (4) 新市が一体となって地域づくりに取り組むための合併建設計画は10年間を期間としている。

【協議項目12 事務組織及び機構の取扱い】

項目名	区分	現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
		盛岡市	玉山村			
事務組織及び 機構の取扱い	行政組織	市長 助役 市長公室 (3課) 総務部 (4課) 企画部 (4課) 東京事務所 広域行政推進事務局 財政部 (5課) 市民部 (3課) 都南総合支所 NPO市民協働事務局 環境部 (5課等) 保健福祉部 (5課) 保健センター 次世代育成支援事務局 市立病院 (7課等) 産業部 (4課) 中央卸売市場 建設部 (6課) 都市整備部 (6課) 下水道部 (5課) 雇用対策推進局 収入役 — 会計課 水道事業管理者 - 水道部 (6課)	村長 助役 総務課 (3係) 税務課 (3部門) 住民生活課 (3係) 健康福祉課 (3係) 産業振興課 (3係) 地域整備課 (3係) 総合政策室 (3部門等) 収入役 — 会計課 村長 - 水道事業所 (2係)	・盛岡市部等設置条例 ・玉山村課設置条例	合併当初において、2市村の行政の継続性を確保する必要がある。	①組織については、住民サービス水準が低下しないよう十分配慮する。 ②住民にわかりやすく、利用しやすい組織とする。 ③簡素で効率的な組織とするため、住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合するとともに、組織機構全般について住民生活に急激な変化を来たすことのないよう配慮のうえ、段階的に再編、見直しを図る。

【協議項目8 地方税の取扱い】

項目名	区分		現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
			盛 岡 市	玉 山 村			
軽自動車税	税率	原付自転車	1,000円～2,500円の4区分	1,000円～2,500円の4区分	・各市村の条例		現行どおりとする。
		軽自動車	2,400円～7,200円の7区分	2,400円～7,200円の7区分			
		小型特殊自動車	1,600円と4,700円の2区分	1,600円と4,700円の2区分			
		二輪の小型自動車	4,000円	4,000円			
	納期		5月11日から同月31日まで	5月1日から同月31日まで	・各市村の条例	納期が異なる。	合併時に盛岡市に統一する。
	減免規定		市税条例	村税条例	・各市村の条例	減免規定が異なる。	合併時に盛岡市に統一する。
	標識弁償金		200円	300円	・各市村の条例	弁償金が異なる。	合併時に200円に統一する。
市村たばこ税			1,000本につき2,977円(旧3級品1,412円)	1,000本につき2,977円(旧3級品1,412円)	・法定税率		現行どおりとする。
鉱産税			条例なし	0.7%	・村の条例	玉山村課税実績なし。	合併時に廃止する。
特別土地保有税			所有者 1.4%	所有者 1.4%	・各市村の条例	平成15年度課税分から課税停止。	現行どおりとする。
			取得者 3.0%	取得者 3.0%			
入湯税	税率		普通旅館宿泊150円(日帰り75円)	普通旅館宿泊150円(日帰り75円)	・各市村の条例		現行どおりとする。
			自炊旅館宿泊75円(日帰り35円)	自炊旅館宿泊75円(日帰り35円)			
	減免規定		市税条例	村税条例	・各市村の条例	減免規定が異なる。	合併時に盛岡市に統一する。

【協議項目8 地方税の取扱い】

項目名	区分	現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
		盛 岡 市	玉 山 村			
国民健康保険税	短期保険証・資格証明書	短期保険証6ヶ月 資格証明書1年	短期保険証3ヶ月 資格証明書1年	【盛岡市】 「短期被保険証交付要領」、「国民健康保険税の滞納者に係る被保険者資格証明書の交付等の事務の取扱いに関する要領」 【玉山村】 「国民健康保険被保険者資格証明書等の交付措置に関する要綱」	運用が異なる。	玉山村の制度に統一する。

【参考】

事業所税	概要	意義	人口30万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等に対して課する目的税
		課税団体	69地方公共団体(平成15年4月1日現在) 東京都、政令指定都市等のほか人口30万以上の市で政令で指定するもの(新市が該当する見込み)
		納税義務者等	資産割＝事業所等の床面積の合計が1,000㎡(免税点)を超える規模で行う法人又は個人 従業者割＝事業所等の従業者数の合計が100人(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人
		税率等	資産割＝事業所床面積(㎡)×税率600円 従業者割＝事業者給与総額×税率0.25%
		用途	道路、公園、学校などの公共施設の整備事業や公害防止、防災などの事業
	市町村合併に伴う特例措置	事業所税の非課税団体同士が合併し人口30万以上の市となる場合には、当該合併市においては、政令による事業所税の課税団体の指定を、当該合併市の合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間には行わない。	

【協議項目13 一部事務組合等の取扱い】

項目名	区分		現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
			盛 岡 市	玉 山 村			
一部事務組合	紫波・稗貫衛生処理組合	し尿処理	①派遣職員数:0人 ②平成14年度負担金 決算額 ・経常経費分担金 57,473,730円 ・元利償還金分担金 40,873,160円 合計 98,346,890円	—	構成自治体: 盛岡市(都南地区), 矢巾 町, 紫波町, 石鳥谷町, 大迫 町	盛岡市(都南地区)の み加入している。	現行どおりとする。
	盛岡・紫波地区環境施設組合	ごみ処理	①派遣職員数:0人 ②平成14年度負担金 決算額 ・経常経費分担金 254,442,953円 ・建設事業費分担金 169,464,799円 ・元利償還金分担金 127,848,624円 合計 551,756,376円	—	構成自治体: 盛岡市(都南地区), 矢巾 町, 紫波町	盛岡市(都南地区)の み加入している。	現行どおりとする。
	矢櫃山造林一部事務組合	林業	設立 昭和29年12月10 日 契約期間 S28~H28 年 面積 206.66ha 分収割合 盛岡市:2/9、矢巾町: 3/9 紫波町:2/9、雫石町: 2/9 負担金 360,000円	—	・矢櫃山造林一部事務組合 規約	盛岡市のみ加入してい る。	現行どおりとする。
	盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合	都市計画	市町の費用負担による 道路・公園・上下水道等 の維持管理業務	—	・地方自治法 ・盛岡市・矢巾町都市計 画事業等組合規約	盛岡市のみ加入してい る。	現行どおりとする。

【協議項目14 使用料, 手数料等の取扱い】

項目名	区分	現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
		盛岡市	玉山村			
火葬場使用料	15歳以上	市民 無料	管内 無料	・盛岡市火葬場条例 ・岩手・玉山環境組合火葬施設設置条例	使用料が異なる。 玉山村は岩手町と一部事務組合を設立しており調整が必要。	現行どおりとする。
		市民以外 13歳以上 20,000円	管外 30,000円			
	15歳未満	市民 無料	管内 無料			
		市民以外 13歳未満 15,000円	管外 20,000円			
	改葬者	市民 無料	管内 無料			
		市民以外 3kg毎 3,000円	管外 30,000円			
	身体の一部	3kg毎 3,000円	管内 無料			
			管外 10,000円			
	死産	市民 無料	管内 無料			
		市民以外 10,000円	管外 10,000円			
墓地使用料	一般墓地	新庄墓園, 青山墓園 ・普通墓地 68,000円/㎡ ・芝生墓地 18,000円/㎡+4,000円 ・年間管理料 2,000~4,000円	古川墓地 ・A区画: 121,000円 (16,598円/㎡) ・B区画: 107,000円 (22,016円/㎡) ・年間管理料 なし	・盛岡市墓園条例 ・玉山村墓地条例		現行どおりとする。

【協議項目14 使用料, 手数料等の取扱い】

項目名	区分		現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向	
			盛岡市	玉山村				
水道使用料	基本料金	13mm	800円	(10m ³ まで) 1,270円	・給水条例 ※一般・家庭用 ※玉山村の簡易水道事業の水道使用料メーター使用料は上水道事業と同額	料金体系が異なる。	合併時は現行どおりとし、合併後に、玉山村の水道施設整備に合わせ、段階的に統合を図る。	
		20mm	1,400円					
		25mm	2,300円					
		30mm	3,400円					
		40mm	5,600円					
		50mm	12,200円					
		75mm	24,600円					
		100mm	40,600円					
		150mm	85,500円					
	超過従量料金	25mm以下	1~10m ³	62円/m ³				11m ³ ~ 140円/m ³
			11~20m ³	124円/m ³				
			21~30m ³	210円/m ³				
			31m ³ ~	272円/m ³				
		30mm以上	1~50m ³	252円/m ³				
			51m ³ ~	272円/m ³				
	メーター使用料	13mm	-	180円				
		20mm	-	400円				
		25mm	-	500円				
		30mm	-	700円				
		40mm	-	900円				
		50mm	-	1,600円				
		75mm	-	3,000円				
		100mm	-	3,700円				
150mm		-	-					
水道料金の算定方法			(基本料金+超過従量料金)×1.05	(基本料金+超過従量料金+メーター使用料)×1.05				

【協議項目16 補助金, 交付金の取扱い】

項目名	区分	現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
		盛 岡 市	玉 山 村			
補助金, 交付金等 の取扱い	資源回収活動推進事業費補助金	・資源集団回収推進事業の一部補助金 定額 7,650千円	—	・契約	盛岡市のみ実施している。	合併時に盛岡市の制度に合わせる。
	ごみ集積場所等整備事業費補助金	・町内会等が行うごみ集積場所等の整備費補助 補助率 1/2以内 限度額 70千円 事業費 3,000千円	自治会が行う, ゴミ集積所の設置費補助は自治会運営費補助金の積算において措置している	・盛岡市ごみ集積場所等整備事業補助金交付要綱 ・玉山村自治会運営費補助金交付要綱	盛岡市のみ実施している。 玉山村は自治会運営費補助金の中で措置している。	合併時に盛岡市の制度に統一する。
	きれいなまち推進協議会運営費補助金	・きれいなまち推進員で構成の協議会が行う事業費補助 定額 1,080千円	—	・契約	盛岡市のみ実施している。	現行どおりとする。
	ごみ減量資源再利用市民運動促進事業費補助金	・市町内会連合会が行うごみ減量活動事業費の一部補助 定額 800千円	—	・契約	盛岡市のみ実施している。	現行どおりとする。
	資源集団回収事業報奨金	・ごみ減量推進のため資源集団回収を行う実施団体に対する報奨金交付 実施1回500円 回収量1kgにつき5円 14年度交付実績: 38,670千円(521団体)	資源集団回収を行う団体に対する奨励補助 ・団体基本額: 1団体5,000円 ・売却額の30%相当額 14年度実績 39団体/420千円	・盛岡市資源集団回収事業報奨金交付要綱 ・玉山村資源リサイクル運動奨励補助金交付要綱	算定方法が異なる(盛岡市は取扱量, 玉山村は売却額を基礎としている)。	合併時に盛岡市の制度に統一する。

【協議項目16 補助金, 交付金の取扱い】

項目名	区分		現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
			盛 岡 市	玉 山 村			
補助金, 交付金等 の取扱い	農業振興助成 制度	野菜 (価格安定)	○	○			現行どおりとする。
		(廃プラス チック対策)	○	○			合併時に盛岡市の制 度に統合する。
		(有害駆除)	○	○			現行どおりとする。
		(農産物生 産振興)		○			合併時は現行どおり とする。
		果樹	○				合併後, 全地域で実 施する。
	農業振興団体 補助	農業まつり 等	○				合併時は現行どおり する。
		農業青年ク ラブ	○	○			合併時は現行どおり する。
		農業改良推 進協議会関 係	○	○			合併時に統合する。
	農業経営改善支援センター		○	○			合併後に組織を統合 する。
	造林事業		○	○			合併時に盛岡市の制 度に統合する。
	作業道開設		○				合併時に盛岡市の制 度に統合する。
	森林林業振興団体補助等		○	○			現行どおりとする。
	畜産振興団体 補助	牛(畜産環 境保全)		○			現行どおりとする。
		村営牧野		○			現行どおりとする。

【協議項目16 補助金, 交付金の取扱い】

項目名	区分	現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
		盛 岡 市	玉 山 村			
補助金, 交付金等 の取扱い	農業振興助成 制度	牛馬(畜産 振興)	○	○		現行どおりとする。
		(家畜導入)		○		現行どおりとする。
		(種雄牛管 理)	○	○		現行どおりとする。
		(共進会輸 送)		○		現行どおりとする。
		(増殖補助)	○	○		現行どおりとする。
		(短角牛生 産)		○		現行どおりとする。
		(畜産振興 総合)		○		現行どおりとする。
		(畜産貸付)	○	○		現行どおりとする。
商工会議所・商工会への補 助金		○	○		予算要望内容を精査 し、補助金額を決定 する。	
TMO支援		○			現行どおりとする。	
農業近代化資金等利子補 給金		○	○		現行どおりとする。	

【協議項目17 町名、字名の取扱い】

項目名	区分	現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
		盛岡市	玉山村			
町名、字名の取扱い	同一名称の町名、字名等	(町又は大字)	(町又は大字)	地方自治法	地域内に同じ名称がある。	町、字の名称及び区域は、原則現行どおりとする。 ただし、玉山村の「大字」の二字を削除して簡素化を図る。 同一の町、字名については合併前に検討する。
		永井〇〇地割	大字永井〇〇			
		上田字〇〇	大字上田字〇〇			

【協議項目20 介護保険事業の取扱い】

項目名	区分		現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
			盛 岡 市	玉 山 村			
介護保険事業の 取扱い	認定	介護認定審査会	介護認定審査会は、介護保険被保険者の要支援、要介護及び有効期間等の審査判定を行う。 委員数 70名(医師29名, その他41名) 合議体数 14合議体 開催時間18:30~20:00(月~金曜日), 15:30~17:00(水曜日のみ)	介護認定審査会は、介護保険被保険者の要支援、要介護及び有効期間等の審査判定を行う。 盛岡北部行政事務組合委員数 28名(医師12名, その他16名) 合議体数 4合議体 開催時間13:00~1合議体, 16:00~3合議体	・盛岡市介護保険条例第2条 ・盛岡市介護保険規則第5条, 第6条 ・盛岡市介護認定審査会運営要綱第8, 第9 ・盛岡北部行政事務組合介護認定委員会運営要綱	・合議体数の調整 ・電算システムの改修	合併時に統合する。
	保険料	基準月額	2,683円	3,508円(盛岡北部行政事務組合)	・介護保険法第129条	・基準月額が異なる。	合併時は不均一賦課とし、次期介護保険事業計画期間内において統一する。
		保険料所得段階(年額)	第1段階: 16,100円 第2段階: 24,100円 第3段階: 32,200円 第4段階: 40,200円 第5段階: 48,300円	第1段階: 21,100円 第2段階: 31,600円 第3段階: 42,100円 第4段階: 52,600円 第5段階: 63,200円	・盛岡市介護保険条例第3条 ・盛岡北部行政事務組合介護保険条例第4条		
		保険料納期	7月~2月までの計8回。 また、遡及転入、所得更正等の事実が発生した際は、随時期にて賦課。	2ヶ月に1回納付の計6回(暫定賦課時期あり)	・盛岡市介護保険条例第4条 ・盛岡北部行政事務組合介護保険条例第5条	・納期が異なる。	合併時は現行どおりとし、次期介護保険事業計画期間内において統一する。
		督促手数料額	1件につき50円	1件につき100円	・盛岡市介護保険条例第8条 ・盛岡北部行政事務組合介護保険条例第10条	・手数料額が異なる。	合併時に、玉山村に統合する。

【協議項目25-16 その他福祉事業】

項目名	区分	現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
		盛 岡 市	玉 山 村			
その他の福祉 事業	シルバー人材センター	設置状況	(社)盛岡市シルバー人材センター (事業費) 18,960千円(補助金)	—		盛岡市のみで実施。 現行どおりとする。
	在日外国人福祉給付金支給事業	事業内容	国籍要件等で年金給付を受けられない外国人を救済する制度 支給件数6件, 月額1万円	—	・盛岡市在日外国人等福祉給付金支給要綱	盛岡市のみで実施。 合併時に盛岡市の制度に合わせる。

【協議項目25-20 農業関係事業】

項目名	区分	現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
		盛岡市	玉山村			
農業関係事業	中山間地直接支払い制度	対象地区数	対象集落 16集落 個人 4人	対象集落 33集落		国庫補助事業につき、国の基準により実施する。
		交付基準	通常・特認基準	通常基準		
		交付額	19,045千円	31,073千円		
	米生産調整(15年度実績)	目標面積	1,087.74ha	677ha		
		実施面積	1,108.26ha	683ha		
		達成率	101.9%	100.8%		
		転作組合等数	農家組合 122	転作組合等 62		
		生産調整方法	一律配分	一律配分		
	産地づくり対策交付金	①基本助成 麦, 大豆, 飼料作物10千円 一般作物7千円 特例作物, 永年性作物等5千円 調整水田2千円 自己保全管理1千円 ②担い手, 団地等加算 麦, 大豆, 飼料作物25千円 一般作物10千円	①基本助成 麦, 大豆, 飼料作物(団地集積) 10千円 一般作物, 特例作物, 7千円 ②担い手, 団地等加算 麦, 大豆, 飼料作物9~23千円	・産地づくり対策の実施機関 16 ~18年度	補助金額が異なる。	現行どおりとする。

【協議項目25-20 農業関係事業】

項目名	区分		現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
			盛岡市	玉山村			
農業関係事業	農業振興助成制度	野菜	②農業用廃プラスチック対策事業 200千円 ・廃プラスチックの運搬費への助成 【補助率】1/2以内	②農業用廃プラスチック適正処理事業 215千円 ・農業振興協議会廃プラ部会で廃プラの処理・運搬費に補助 【補助率】1/3以内		補助制度が異なる。	合併時に盛岡市の制度に統合する。
			③農作物有害鳥獣対策事業 1,050千円(農政課分950千円, 農地林務課分100千円) 農政課分は農協へ補助, 農地林務課分は猟友会へ委託	③有害鳥獣捕獲事業 200千円 猟友会へ助成		玉山村は猟友会へ補助。盛岡市は農協又は猟友会に補助又は委託。	現行どおりとする。
			—	④農産物生産振興対策事業 375千円 ・栽培履歴開示などトレーサビリティシステム体制整備経費に係る経費		玉山村で実施。(新岩手農協が事業主体)	合併時は現行どおりとし, 合併後に事業内容, 事業効果等を踏まえ検討する。
	果樹	①りんごわい化栽培促進事業 1,000千円 【補助率】りんご苗木3/10, 支柱18/100 【対象】新植又は15年以上経過した園地の改植(以前に補助を受けていないこと)	—		盛岡市(わい化率65%)のみ実施。	合併後, 全地域で実施する。	

【協議項目25-20 農業関係事業】

項目名	区分		現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
			盛岡市	玉山村			
農業関係事業	土地改良事業負担金	県営事業負担金	①基幹水利施設管理事業費補助金 負担率10%,20% 2,230,000円	①基幹水利施設管理事業「岩洞地区」補助金 負担率10% 1,270,000円	・基幹水利施設管理事業実施要綱 ・覚書締結	補助金として支出。 覚書により負担している。 管理施設により負担率が異なる。	合併時に補助金に統一する。 覚書により負担しているため負担率は現行どおりとする。
			②土地改良施設維持管理適正化事業補助金 負担率30% 4,330,000円	②土地改良施設維持管理適正化事業補助金 負担率13% 650,000円			
			③県営畑総土地改良事業盛岡西部地区 事業期間H7～18年度 負担率10% 11,364,000円	—	・土地改良法第90条 ・土地改良事業ガイドライン		現行どおりとする。
			④広域農道整備事業盛岡西部地区負担金 事業期間 S60～H18年度 負担率12% 6,600,000円	④広域営農団地整備事業盛岡西部地区負担金 事業期間 S60～H18年度 負担率12% 17,400,000円			

【協議項目25-22 商工観光関係事業】

項目名	区分	現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
		盛 岡 市	玉 山 村			
商業振興	商工会議所・商工会への補助金	【補助金額】 会議所24,000千円 商工会12,000千円 合計 36,000千円 【補助基準】 予算要望内容精査し担当部署にて査定。補助率の基準はない。	【補助金額】 8,400千円 【補助基準額】 職員設置 1/2以内 指導事業他 1/3以内	・盛岡市商工業振興対策費補助金交付要領 ・盛岡市補助金交付規則 ・玉山村商工業振興対策事業補助金交付要綱	実際の補助金額の算定に係る公平化。	予算要望内容を精査し、補助金額を決定する。
	TMO支援	○商業活性化事業 【補助金額】 1,000千円(事業費補助金) TMO団体:盛岡まちづくり株	—	・盛岡市補助金交付規則		現行どおりとする。

【協議項目25-22 商工観光関係事業】

項目名	区分	現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
		盛岡市	玉山村			
企業誘致	企業誘致奨励制度	<p>【対象業種】 製造, 加工, 卸売, 貨物運送, ソフトウェア業等の特定事業</p> <p>【要件】 <製造業> 新設・拡充とも固定資産投資額2,000万円以上 <卸売・貨物運送業> 固定資産投資額2,000万円以上及び常時雇用者20人以上 <特定事業> 固定資産投資額2,000万円以上(不均一課税)</p> <p>※各業種とも3年間の固定資産税相当額(特定事業は9割)の補助</p> <p>【雇用奨励金の交付】 新設 固定資産投資額5,000万円以上 新規雇用者10人以上 1人当り20万円 拡充 固定資産投資額2,500万円以上 新規雇用者5人以上 1人当り10万円</p>	<p>【対象業種】 製造業及び村長が認める企業</p> <p>【企業立地補助金】 (工場誘致奨励金) 投下固定資本</p> <p>【要件】 新設 5,000万円以上 増設 既設投下資本が, 5,000万円以上で, 増加増加資本が, その30%以上</p> <p>新規雇用従業員 新設 30人以上 増設 10人以上 奨励金額 (固定資産税相当額を限度として3年間)</p>	<p>・盛岡市工場等設置奨励条例 ・玉山村工場誘致奨励条例</p>	<p>雇用奨励金制度は盛岡市のみ実施。</p>	<p>○対象業種は盛岡市の対象業種を網羅したものと する。 ○固定資産投資額・常用雇用人数・雇用奨励金額等は, 要件等を含め条件の良い方に調整する。 ○利子補給制度は補給率・期間・限度額等について, 立地奨励制度全体の中で条件の良い方に調整する。 (上記いずれの項目も合併時に調整を図る)</p>

【協議項目25-25 上下水道事業】

項目名	区分		現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
			盛 岡 市	玉 山 村			
上水道	概要(平成15年3月31日現在)	浅井戸(箇所、m)	1箇所 10,000	2箇所 2,899			
		深井戸(箇所、m)	—	2箇所 724	—		
		湧水(箇所、m)	—	4箇所 2,627	—		
		浄水場(箇所)	4	2	1		
		緩速ろ過(箇所)	1	—	—		
		急速ろ過(箇所)	4	—	1		
		除Fe・除Mn(箇所)	—	—	—		
		消毒のみ(箇所)	—	2	—		
		配水池(箇所)	18	3	—		
		容量(m ³)	70,882	2,400	—		
	【浄水場の管理体制】	有人	無人	無人			
料金徴収方法		○上水道料金 隔月・毎月徴収	○上水道料金 毎月徴収	・給水条例	徴収方法に相違がある。	合併時に盛岡市の制度に統合する。	
口座振替		83.02%	85.14%				
納付書払い		16.98%	14.86%				
集金		0%	0%				
コンビニエンスストア納入		平成16年度から実施予定	未実施				

【協議項目25-27 学校教育事業】

項目名	区分	現 状		備 考 (根拠条例等)	課 題	調整の方向
		盛 岡 市	玉 山 村			
教育相談事業	対象	市民・教職員	市民・教職員	・教育研究所設置 条例	教育相談室の 設置場所と職員 数	・合併時にセンター的 役割のものを1室、分 室を1室設ける方向で 調整する。 ・幼児ことば教育相談 は合併時に2箇所設 置する方向で調整す る。 ・適応教室は合併時 に2箇所設置する方 向で調整する。
	事業内容	①一般の教育相談 (非常勤 職員4名) ②幼児ことば教育相談 (常勤 職員2名) ③適応教室2箇所 (非常勤職 員7名)	①一般の教育相談 (非常勤 職員2名) ②ことばの教育相談 (非常勤 職員1名再掲)			
教育研究所	対象	教職員	—	・地教行法、設置条 例	教育研究所の 設置場所と職員 の数	合併時に1箇所とす る。
	事業内容	専任職員1名 非常勤職員4名 ①教育課題解決に向けた実践 的な研究 ②教職員の資質向上を目的と した研修 ③様々な教育問題についての 教育相談	—			